



既存組合とは別に新たな組合を設立する場合について

Question

現在、A事業協同組合（以下、A組合）の組合員及び理事として活動している者ですが、この度A組合とは別に新たなB事業協同組合（以下、B組合）を設立することになりました。新たに事業協同組合を設立するにあたって気を付けた方が良いことはありますか？

Answer

経営環境や組合員のニーズの変化により別組合を設立して事業を行うケースは少なくないと思います。すでに組合運営に携わられているようですので、今回は一般的なものは省略して特に注意が必要な点をお答えしていきたいと思います。

①他の組合と誤認させる名称の使用禁止

既に他人が登記した名称と同一であり、かつ、その主たる事務所の所在地がその他人の名称の登記に係る主たる事務所の所在地と同一であるときは、その名称の登記をすることができません。

また、不正の目的をもって、他の組合などと誤認されるおそれのある名称を使用してはならず、その使用によって事業上の利益が侵害又は侵害されるおそれのある組合は、侵害する者又は侵害しようとする者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができます。

以上のことから、名称を決める際は十分な下調べや調整などを行うことが必要です。

②理事の競業禁止

理事について中小企業等協同組合法第37条第2項第1号に「組合の事業と実質的に競争関係にある事業であって、組合員の資

格として定款に定められる事業以外のものを行う者（法人である場合には、その役員）」は、その組合の理事になってはならないとされています。

例えば、燃料の共同購買事業をA組合で行っており、B組合でも燃料の共同購買事業を行うということであれば、組合員資格をガソリンスタンド等として定款に定めている場合を除き、実質的に競争関係にある場合は、同規定に抵触することから両組合の理事を兼ねることは出来ません。

よって、このような場合はA組合の理事を辞任する又は、B組合の理事に選任された際には辞退する等の対応が必要となってきます。

③既存組合との関係性

A組合とまったく異なる組合事業を行うのであれば問題ないかもしれませんが、同様の事業をB組合でも行う場合は、思わぬトラブルを招く恐れがあります。未然にトラブルを防ぐためにも事前に十分な話し合いを行うことが大切です。

その他設立にあたっての要件等もありますので、実際に設立される際は事前にお近くの中央会までご相談ください。